

指定障害福祉サービス重要事項説明書

1 事業者の概要

名称	ダイジュ
法人種別	株式会社
法人所在地	愛知県岡崎市籠田町 1 2 番地 第 1 藤村ビル 2F
電話番号	0564-24-6780
代表者氏名	水野 豊

2 事業所の概要

事業所の名称	だいじゅ
事業所の所在地	愛知県岡崎市籠田町 1 2 番地 第 1 藤村ビル 2F
事業所の電話番号	0564-24-6780
サービスの種類	居宅介護 重度訪問介護
サービス提供地域	岡崎市 豊田市 安城市 幸田町
主たる対象者	特定なし
営業時間	月曜日から金曜日 午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分（祝日、8 月 13 日～15 日及び 12 月 30 日～1 月 4 日は除く）
サービス提供日・時間	月曜日から日曜日 午前 10 時 00 分～午後 6 時 00 分 （サービス提供時間以外にも利用者の意向・相談に応じサービスを提供します）ただし、8 月 13 日～15 日及び 12 月 30 日～1 月 4 日は除く）
事業所番号	2313101798 号
登録年月日	令和 3 年 8 月 1 日指定
運営方針	利用者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、指定障害福祉サービスの提供を行います。
事業所が行っている他の業務	地域生活支援事業（移動支援） 訪問介護 予防専門型訪問サービス

3 事業所の職員体制

職種・兼務	常勤（人）	非常勤（人）	資格等
管理者（サービス提供責任者兼務）	1		実務者研修修了証
サービス提供責任者（管理者兼務）	3		介護福祉士 実務者研修修了証
ヘルパー		12	介護福祉士 ヘルパー2 級等

4 サービスの内容

居宅介護

身体介護	家庭に訪問し、入浴や排泄、食事等の介助を行います。
家事援助	家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活援助を行います。
通院介助	公共交通機関での通院介助を行います。

重度訪問介護

重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護利用する利用者の居宅における入浴、排せつ又は食事その他、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
--------	--

5 利用料金

- （１）提供した障害福祉サービス費用の１割（受給者証に記載された上限額の範囲内）の料金をいただきます。

事業者が利用者に代わり愛知県から受領した費用の額については、利用者に通知します。

- （２）その他の料金

サービスに関わる実費負担	サービス利用時に係る実費負担に関しては、その都度ご負担して頂きます。（ヘルパー分含む）
	公共交通機関利用時の交通費、入場料等が必要な場合、サービス利用時に、その都度ご負担して頂きます。（ヘルパー分含む）
食事代について	サービス提供中に食事を必要とする場合はヘルパーの食事分（１食３００円）を負担して頂きます。

買い物等におけるガソリン費	走行燃費 10km/ℓ・当月ガソリン単価（変動有） ※（e 燃費、愛知県平均、月末単価参照。小数点以下繰り上げ） 負担して頂きます。
サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。

（３）交通費

上記２で示した「サービス提供地域」におけるサービス利用については、交通費は無料です。それ以外の地域へのサービス提供につきましては、当事業所の従業員がお伺いするための交通費の実費をいただきます。

（片道１回につき５キロ未満５００円 ５キロ以上１０００円）

（４）キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ ご利用の１日前までにご連絡いただいた場合 →無料
- ・ ご利用の２時間前までにご連絡いただいた場合 →無料
- ・ ご利用の２時間前までにご連絡いただけなかった場合 →１５００円
- ・ ご利用の１時間前までにご連絡いただけなかった場合 →１５００円

（土、日、祝日のキャンセルにつきましては、キャンセル料１５００円を申し受けます）

（５）支払方法

利用料は毎月月末に当月分を精算し、翌月の１５日までに請求書を発行しますので、月末までに銀行振り込みもしくは現金にてお支払下さい。現金の場合は、後日領収書を発行いたします。銀行振り込みの場合は振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行いたします。

【振り込み先】

碧海信用金庫	岡崎支店（普）６０６１６１９ 株式会社ダイジュ
岡崎信用金庫	中央支店（普）９０３６１９９ 株式会社ダイジュ

６ 利用の一時見合わせ

（１） 事業者は、利用者に対し３０日間の予告期間をおいて理由を示した文書にて通知する事により、利用を一時見合わせすることができる。

- １． 契約時のニーズ等が利用開始直後から著しく変化し事業所が対応困難と判断させて頂いた場合
- ２． キャンセル等が頻発し居宅介護計画に基づく支援計画を遂行できないと事業所

が判断した場合

3. 事業所が利用の一時見合わせが必要と判断した場合
4. 利用者や家人が一時入院した場合

7 契約解除

- (1) 利用者は事業者へ通知することにより契約を解約することができます。但し次の事由に該当する場合には利用者は文書で通知することによりこの契約を解除することとします。
 1. 事業者が正当な理由なくサービス提供しない場合
 2. 事業者が守秘義務に違反した場合
 3. 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
- (2) 事業者はやむを得ない事情がある場合には、利用者に対し30日間の予告期間をおいて理由を示した文書にて通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。
 1. 利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間内に退院できる見込みがない場合
 2. 利用者が事業所に支払うべきサービス利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料金の支払いがない場合
 3. キャンセル等が頻発し再三再四の指導にも関わらず改善が見られない場合。
- (3) 事業者は以下の場合、直ちに契約を解除することとします。
 1. 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為があった場合。
 2. 意見の相違等によりご本人、家人との信頼関係構築に著しく支障をきたすおそれが認められる場合
 3. 個々の利用者へのサービス提供の公平性を担保する観点から保護者を含む利用者からの過度の要求により、事業所の運営、他利用者に不利益をきたす事案が発生した場合
 4. 法律改正に伴いサービス自体がなくなった場合
 5. 天災、災害その他やむを得ない事由により、サービス提供が困難な場合
 6. 事業所が休廃止した場合
 7. 利用者が亡くなった場合

8 当事業者のサービス利用に際し留意いただきたい事項

利用申し込みについて	毎月20日までに利用申し込みをお願い致します。
受給者証の確認について	受給者証の記載内容に変更があった場合は新しい受給者証又はコピーの提出をお願い致します。

契約時間の変更について	契約時間の追加、変更を希望される方は受給者証手帳に事業所の記入が必要となりますのでご提示をお願い致します。
上限管理事業所について	上限管理事業所が設定されている場合や新規で上限管理事業所が設定された場合は事業所までご連絡をお願い致します。
サービス利用日のキャンセルについて	サービス利用日にキャンセルをされる場合は必ず事業所まで電話にてご連絡をお願い致します。 (土、日受付電話番号：090-3967-9226)
ヘルパーについて	場合によっては男性ヘルパー・女性ヘルパーを選ぶ事は出来ませんので、ご了承を、お願い致します。

9 個人情報の管理・保護及び情報開示

- (1) 事業所は法令に基づいて利用者の個人情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また記録及び情報については契約終了後5年間保管します。
- (2) 利用者の個人情報につきましては個人情報保護法に基づき対応させていただきます。但し、サービス提供を行う上で他事業所及び医療機関との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を依頼された場合は利用者の同意を得た上で、情報を提供致します。

10 緊急時及び事故発生時の対応について

- (1) サービス提供中、利用者の健康状態の急変や怪我の治療を必要とする場合、医師に連絡を取る等の必要な処置を行うとともにあらかじめ届けられた連絡先に、可能な限り速やかに連絡致します。
- (2) サービス提供中に利用者の様態の急変や怪我の治療を有する場合を想定し、以下の証明書のコピーを事業所にて保管させていただきます。
 - ① 保険証
 - ② 医療受給者証
 - ③ 受給者証

11 損害賠償保険及び損害賠償

- (1) 下記の損害賠償に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社
保険名 福祉事業者総合賠償責任保険
- (2) 損害賠償
事業者はサービスを提供するにあたって、当事業所の過失により、利用者に対して

賠償すべき事故が発生した場合は保険会社を通して損害賠償致します。

1 2 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 松尾 有樹

(2) 苦情解決体制を整備しています。

1 3 サービス内容に関する苦情

(1) サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払や手続きなどサービスに関するご相談については以下の窓口で受け付けます。

苦情受付担当者 松尾 有樹

苦情解決責任者 水野 豊

電話/FAX 0564-24-6780

対応 苦情受付後の対応については第三者委員を介し、双方紳士的に協議を進め問題の解決を図ります

苦情受付及び苦情解決窓口

第三者委員（矢作西学区民生委員） 稲垣 照子	受付時間	月曜日から金曜日 午前10時～午後12時まで
	受付方法	電話：0564-31-5652
第三者委員（伝馬町副総代） 本多 秀行	受付時間	月曜日から金曜日 午後1時～午後3時まで
	受付方法	電話：0564-64-1863
岡崎市役所障がい福祉課	受付時間	月曜日から金曜日 午前8時15分から午後5時15分
	受付方法	電話：0564-23-6853
豊田市役所障がい福祉課	受付時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
	受付方法	電話：0565-34-6751
安城市役所障がい福祉課	受付時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
	受付方法	電話：0566-71-2225
幸田町役場福祉課福祉グループ	受付時間	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分
	受付方法	電話：0564-62-1111
愛知県運営適正委員会 （愛知県社会福祉協議会）	受付時間	月曜日から金曜日 午前9時～午後5時 （休み：祝祭日、12月31日～1月5日）
	受付方法	電話：052-212-5515

1 4 第三者評価の実施について

第三者による評価	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

指定障害福祉サービス事業利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 〒444-0041

(所在地) 愛知県岡崎市籠田町 1 2 番地 第 1 藤村ビル 2 F

(名 称) 株式会社 ダイジュ

代表取締役 水野 豊

印

T E L & F A X (0 5 6 4) 2 4 - 6 7 8 0

説明者氏名

印

私は契約書及び本書面により、これからサービスを受ける指定障害福祉サービス事業利用の重要な事項について、事業者から説明を受けました。

利用者

(住 所)

(氏 名)

印

代理人又は立会人等

(住 所)

(氏 名)

印